

■英国：不正の続発により、排出権を付加価値税の対象から除外

英国政府は2009年7月31日、欧州排出量取引制度（EU-ETS）に関連するCO₂排出権取引について付加価値税（VAT）の課税対象から除外することを決定した。これはVAT未納詐欺が発生していることを受けた措置。手口は、売り手が排出権をVAT込み価格で売却し、VAT未納のまま市場から姿を消すというもの。フランス、オランダでは既に排出権に対するVAT免税を実施している。この決定に対し、炭素市場投資協会（CMIA）は、排出権に対するVATの取扱いが異なる国間での取引では、一方が損失を被るケースが生ずると注意を促している。EUではこの詐欺へ対応するため、2010年1月1日からの施行に向け法整備を進めている。